社会福祉法人高春福祉会　行動計画

当法人の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のような行動計画を策定する。

1.　計画期間　令和 8 年 11 月 1 日～令和 13 年 10 月 31 日　までの 5 年間

2.　内　　容

目標 1 ：育児休業を取得予定の社員及び、育児休業から復職した社員に対するエルダー制度の全事業所導入

≪対策≫

- 令和 8 年 11 月～　エルダー制度の検討を行う
- 令和 8 年 12 月～　運用ルールの検討、エルダーとなる職員の選定
- 令和 9 年 3 月～　運用ルールの決定、エルダーとなる職員へ研修を実施
  メンター制度の導入、掲示板や伝達ノート等で職員へ周知する

目標 2 ：子どもが親の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日(仮)」を令和 9 年 8 月　までに実施

≪対策≫

- 令和 8 年 11 月～　「子ども参観日」実施にあたり検討会を設置する
- 令和 8 年 12 月～　掲示板や伝達ノート等で「子ども参観日」実施について周知する
- 令和 9 年 8 月～　「子ども参観日」の実施、実施後職員へ向けたアンケート調査、次回に向けて反省・改善点等の検討

目標 3 ：地域の子どもの職場見学及び若者のインターンシップの受入れを行う

≪対策≫

- 令和 8 年 11 月～　関係行政機関、対象の学校との連携
- 令和 8 年 11 月～　掲示板や伝達ノート等を用いて職員へ周知及び、関係機関へ周知
- 令和 8 年 11 月～　職場見学及びインターンシップの受入れを開始

目標４：計画期間中に、男性社員で育児休業を取得した者を１名以上とする。

≪対策≫

●令和９年１月～　育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、
管理職・社員へ周知する

●令和９年２月～　育児休業取得の可能性がある社員が所属する管理職を対象に
制度理解促進研修を実施する

●令和９年４月～　育児しやすい職場づくりの取組を、社内報や採用広報等を通じて
積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標５：計画期間中に、ノー残業デーを導入する。

≪対策≫

●令和９年１月～　意見やルールの取り決めを行う検討会を設置

●令和９年２月～　掲示板や伝達ノート等を用いて職員へ周知

●令和９年４月～　ノー残業デー導入開始